

内鍋清掃センター解体工事

発注仕様書

令和7年2月

南薩地区衛生管理組合

# 目 次

## 第1章 総 則

第1節	工事概要	P. 1
第2節	工事主要目	P. 2
第3節	一般事項	P. 9
第4節	施工管理及び検査	P. 11
第5節	保証期間	P. 15
第6節	提出図書	P. 15
第7節	正式引渡	P. 19

## 第2章 解体撤去工事特記仕様書

第1節	一般共通事項	P. 20
第2節	解体工事	P. 20
第3節	情報提供内容	P. 31

### 添付資料

資料1：解体参考図

資料2：既存図面

資料3：解体作業計画書（ダイオキシン類、石綿事前調査結果含む）

資料4：現状写真

## 第1章 総 則

本仕様書は、南薩地区衛生管理組合（以下「発注者」という）が計画している内鍋清掃センター解体工事（以下「本工事」という）に適用する。

本工事は、仕様書による発注（性能発注：設計付施工契約）であり、工法の選定・数量の設定はすべて受注者の裁量に委ねられている。原則として選択した施工方法や、受注者の裁量の範囲内の現状誤認等による発注金額の変更は行わない。仕様書の性能（安全・工期・公害基準値の遵守など）を満たせば、全て受注者の自由裁量と考えてよいこととする。仮設工事から埋戻整地に至る全工程について同じ考え方とする。

本工事は、設計施工一括発注方式であり、今後行われる工事出来高検査（会計検査など）は受注者の工事内訳書により実施する事となるので工事契約後速やかに提出すること。

様々な工事項目については受注者において現地調査を入念に行い、参考図面と確認をしたうえで解体の設計に反映させて、施工にあたること。

なお、本工事は環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象事業である。

### 第1節 工事概要

#### 1. 一般概要

本工事は、平成9年2月に稼働を開始した、内鍋清掃センター（以下「本施設」という）を解体するものである。本施設は、なんさつECOの杜の建設・稼働に伴い、令和6年8月末に稼働を停止している。

本施設は、ダイオキシン類対策特別措置法における特定施設に該当し、事前調査による分析結果においても、本施設内の焼却炉設備からはダイオキシン類が検出されている。今回の解体工事によってダイオキシン類が施設の内外に拡散する可能性があるため、解体工事においては、施設解体作業場又は単体機器解体作業場毎に対策を講じることによって拡散を防止する必要がある。そこで、解体施工は、解体作業前の汚染状況の分析評価、解体作業時における適切な保護具の使用等の作業管理を内容とした「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ばく露防止対策要綱」という。）及び「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」を遵守して行う。

また、外壁仕上げ材・外装仕上塗材及び内装仕上の成形品建材に石綿含有製品が使用されていることが事前調査で確認されている（詳細は事前調査結果による）。発注者が調査した分析結果を参考に、受注者が追加の調査が必要と判断したものについては解体工事前に受注者において追加調査を行う。その結果、石綿の含有が確認された場合は「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル」等関係諸法令・諸規則を遵守して解体施工する。加えて「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）等関係諸法令・諸規則を遵守して解体施工する。なお、建設リサイクル法の通知は発注者が行

うが、必要書類の作成、修正等を支援すること。

工事に先立ち住民説明会への参加及び説明会用の資料を作成する。また、建築除却届の作成及び建築審査課への提出を事前に行う。

1) 工事名称

内鍋清掃センター解体工事

2) 工事場所

鹿児島県枕崎市火之神岬町地内

3) 工 期

令和7～8年度

## 第2節 工事主要目

### 1. 解体工事の概要

#### 1) 解体対象施設概要及び解体範囲

##### (1) 内鍋清掃センター

・建築構造・階数・床面積

##### ①ごみ焼却処理施設：鉄骨造および鉄筋コンクリート造

地下1階 地上4階建

基礎：直接基礎（基礎下ラップルコンクリート）

床面積 地階 894.840 m<sup>2</sup>

1階 2,229.876 m<sup>2</sup>

2階 386.811 m<sup>2</sup>

3階 256.523 m<sup>2</sup>

4階 120.296 m<sup>2</sup>

延床面積 3,888.346 m<sup>2</sup>（粗大ごみ処理施設を含む）

処理方式と規模 流動床式焼却炉 112.5t/24h (56.25×2 炉)

##### ②粗大ごみ処理施設：鉄骨造

地下1階 地上4階建

基礎：直接基礎（基礎下ラップルコンクリート）

破碎処理設備 25 t / 5 h

破碎前処理設備 10 t / 5 h

##### ③煙突：鉄筋コンクリート造

地上高 50m

外筒：鉄筋コンクリート 5.3m×5.3m

内筒：スチール製 SS400 内径 1,550mm t-9 2基

保温：ワイヤーブランケット t-75

基礎も含め全て解体撤去する。

④洗車場：土間コンクリート

(洗車場北側及び東側の擁壁は存置する)

⑤外構

アスファルト舗装（但し、敷地南側駐車場の一部存置）、コンクリート舗装、コンクリート擁壁（但し、洗車場北側及び東側、敷地北側の擁壁は一部存置）、側溝、雨水桝、縁石、ハンドホール、芝生、植栽ほか

埋設物：設備配管・配線、雨水配管

※今回の解体範囲は、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、煙突、洗車場等であり、管理棟、計量機については、西側敷地にあるリサイクル施設のごみの搬入出を継続するため、これらの建築物は存置する。

解体工事にあたってはリサイクル施設の運転及び利用者の安全を十分考慮し、施工すること。

2) 解体対象設備概要（機械設備）

(1) ごみ焼却処理施設

①受入供給施設

ごみクレーン 切取 2.5 m <sup>3</sup> スパン 14.45m 全重量 10.2 t	1 基
ダンピングボックス 油圧駆動方式	
2,500W×4,500L×700H 油圧ユニット共	1 基
薬剤散布装置 プランジヤーポンプ 薬剤タンク容量 2000×2	1 式
破袋機 4 軸スクリー式破袋混合機	
3,300W×3,010L×1,760H 重量 12 t	1 基
ごみ供給コンベヤ エプロンコンベヤ 800W×11,850L	2 基

②燃焼設備

給じん装置・解砕機 定量切出式 2 軸スクリー	2 基
供給フィーダ 回転ドラム式	2 基
焼却炉 流動床式	2 基
助燃装置 高圧空気噴霧式オイルバーナー	2 基
不燃物排出装置 水冷ジャケット式コンベヤ	2 基
不燃物振動ふるい 振動式 トラフ巾 600mm	2 基
砂循環エレベータ フライトバケット式 垂直 12,750mm	2 基
流動媒体貯留槽 角錐型ホッパ 容量 7 m <sup>3</sup>	2 基
砂スクリーコンベヤ 最大搬送量 1.33 m <sup>3</sup> /H φ 165.2×1,785 L	2 基
砂ダブルダンパ 300□×750H	2 基

③燃焼ガス冷却設備

ガス冷却室 水噴射式 有効容量約 100 m <sup>3</sup> 耐火キャスタブル	2 基
噴射水加圧ポンプ 多段渦巻ポンプ 160L/min 重量 259 kg/基	2 基
ガス冷却室水噴霧ノズル 流量調整式QCノズル 重量 7.5 kg/本	24 本
ノズル冷却ファン 風量 20 m <sup>3</sup> /min 重量 400 kg/台	2 台
ダスト排出機 櫛刃回転式 φ 2,400	2 基
ガス冷却室下空気予熱器下ダブルダンパ	4 基

④排ガス処理設備

バグフィルタ 115 m <sup>2</sup>	1 基
スクリーコンベヤ 搬送走力 1 m <sup>3</sup> /min 軸長 5,500L	4 台
ダブルダンパ 300□×750H	4 基
逆洗送風機 バグフィルタ用 重量 400 kg	2 台
有害ガス除去装置 消石灰貯留槽 20 m <sup>3</sup>	1 基
白煙防止用空気予熱器 1,650W×2,070D×5,700H 重量 16.5 t/基	2 基
白煙防止用用循送風機 重量 1,800 kg	2 台

⑤余熱利用設備

温水循環ポンプ ラインポンプ 350ℓ/min	2 基
温水タンク FRP 製 φ 1,400×1,750H	1 基

⑥通風設備

一次押込送風機 風量 116 m <sup>3</sup> /min 重量 2,200 kg	2 台
二次押込送風機 風量 165 m <sup>3</sup> /min 重量 800 kg	2 台
誘引送風機 風量 797 m <sup>3</sup> /min 重量 3,300 kg	2 台
空気予熱器 1,700W×1,930D×2,300H 重量 5,300 kg	2 基
ダスト除去装置制御盤	1 式
雑用空気圧縮機 重量 458 kg 立形タンク φ 450 1,251L	2 基

⑦灰出し設備

不燃物移送コンベヤ エプロン型 500W×16,900L 重量 9,000 kg	1 基
磁選機 永磁式ドラム型 重量 600 kg	1 式
磁選物・不燃物バンカ 磁選物 2 m <sup>3</sup> ・不燃物 5 m <sup>3</sup> 重量 3,900 kg	1 基
No.1 飛灰搬送コンベヤ フライト型 重量 1,000 kg	2 基
No.2 飛灰搬送コンベヤ フライト型 300W×32,000L 重量 1,500 kg	1 基

ダストホッパ	容量 10 m <sup>3</sup> 重量 3,100 kg	1 基
セメントサイロ	丸形ホッパ容量 10 m <sup>3</sup> 重量 3,100 kg	1 基
混合物コンベヤ	スクリュ型 φ 325 6,200L	1 基
混練成型機	二軸横型混練押出機 重量 3,600 kg	1 基
養生コンベヤ	トラフ形ベルト 1,200W×8,000L 重量 3,900 kg	1 基
固化物バンカ	角錘型カットゲート付 4 m <sup>3</sup> /基	2 基
加温水ポンプ		1 台
排風機		1 台
エアドライヤー		1 台
⑧給水設備		
機器冷却水ポンプ	渦巻ポンプ 重量 40 kg/台	2 台
温水冷却水ポンプ	ラインポンプ 重量 40 kg/台	2 台
冷却塔		1 基
⑨排水処理施設		
(ごみピット排水処理設備)		
ごみピット汚水移送ポンプ		
水中汚物ポンプ	(無閉そく型) 重量 40 kg/台	2 台
ごみピット汚水ろ過機	自動洗浄式スクリーン 重量 70 kg	1 基
ろ液貯留槽	床据置型 容量 6 m <sup>3</sup> 2,500W×1,500D×2,000H	1 基
ろ液噴霧ポンプ	スネークポンプ 重量 80 kg	2 基
(プラント排水処理設備)		
スクリーン	220W×570D×430H 重量 120 kg	1 基
流量調整槽	横角型 V ノッチ 容量 40ℓ 重量 15 kg	1 基
ろ過器	自動逆洗式加圧下向流型 φ 400×1525H 重量 300 kg	1 基
汚水移送ポンプ	水中汚物ポンプ (無閉そく型) 重量 16 kg/台	2 台
汚水引抜ポンプ	水中ポンプ 重量 20 kg/台	2 台
汚泥移送ポンプ	水中ポンプ 重量 20 kg/台	2 台
ろ過ポンプ	水中ポンプ 重量 20 kg/台	2 台
逆洗ポンプ	水中ポンプ 重量 20 kg/台	2 台
消泡ポンプ		1 台
薬液供給ポンプ	ソレノイドポンプ 重量 18 kg/台	2 台
攪拌用ブロワ	ルーツブロア 重量 20 kg/台	2 台
薬品タンク	横型角型容器 三角堰式 容量 0.125 m <sup>3</sup> 重量 50kg	1 基
⑩雑設備		
真空掃除機		1 式

電動ホイスト	1 台
計装用空気圧縮機	1 台
ダンパ	1 基
圧縮空気用除湿機	1 台
(2) 粗大ごみ処理施設	
①受入供給施設	
No.1 供給コンベヤ	1 基
切断物コンベヤ 傾斜型リフタ付 実長 8,510mm	1 基
ダンピングボックス 3.5W×4.5L×0.6H	1 基
ダンピングボックス用油圧ユニット	1 台
No.2 供給コンベヤ 傾斜型リフタ付 実長 17,485 mm	1 基
受入供給部保全ホイスト	1 台
②破碎圧縮設備	
破碎前処理機 油圧駆動三軸スクリー式破碎機	1 基
破碎前処理機用油圧ユニット オイルタンク容量 1450	1 基
破碎前処理機用冷却塔 カウンターフロー式 自重 80 kg FRP 製	1 台
水冷却ポンプ 片吸込渦巻ポンプ 22 kg/台	2 台
供給フィーダ キャタピラ型フィーダ	1 基
破碎機供給フィーダ油圧ユニット	
タンク容量 1250 920W×910D×1,350H	1 式
破碎機 キャタピラ型フィーダ 横型回転衝撃剪断式破碎機	1 基
防振装置 スプリング・オイルダンパ式 H-440×300×11×18	1 基
破碎機保全用ホイスト 電気トロリ式電気チェーンブロック	1 台
圧縮部送風機 総重量 300 kg	1 台
破碎部送風機 総重量 200 kg	1 台
③再生設備	
金属圧縮機 油圧 1 方締め方式 タンク油量 7000 重量 12 t	1 式
プレス成型品搬送クレーン 電動式天井走行 チェーンブロック	1 台
④搬送設備	
排出コンベヤ 床上設置式振動コンベヤ 900W×4,000L	1 台



No.1 破砕物コンベヤ	耐油ベルト	900W×32,564L	揚程 21,500 mm	1 台
No.2 破砕物コンベヤ	耐油ベルト	750W×6,276L	揚程 1,475 mm	1 台
鉄コンベヤ	耐油ベルト	750W×9,200L		1 台
アルミコンベヤ	耐油ベルト	600W×11,050L		1 台
No.1 可燃物コンベヤ	耐油ベルト	750W×14,125L	揚程 1,877 mm	1 台
No.2 可燃物コンベヤ	耐油ベルト	750W×19,504L	揚程 400 mm	1 台
ベルトコンベヤ共通部品				1 式

#### ⑤選別設備

1 次磁選機	吊下型ベルト式 (900W)			1 式
不燃物可燃物選別装置	ドラム式	φ1,200×4,200L		1 基
2 次磁選機	電磁マグドラム式	φ 614×2,100W		1 基
アルミ選別機	永久磁石式ドラムベルト式	800W×3,600L		1 基
3 次磁選機	マグネットプーリ式	重量 600 kg		1 基
1 次鉄精選用風力選別機				1 基
2 次鉄精選用風力選別機				1 基
鉄精選用送風機	総重量 300 kg			1 台
選別部保全ホイス	電気トロリ式電気チェーンブロック			1 台

#### ⑥除じん装置

除じん装置	合成繊維不織布 φ 400	1,620W×1,700H×2,820L		1 基
サイクロン	シングルサイクロン	φ 1,800	7,900H	1 基
バグフィルタ	パルスジェット式	ろ過面積 115 m <sup>2</sup>		1 基

#### ⑦貯留・搬出設備

貯留ホッパ	油圧開閉ゲート式			3 基
貯留ホッパ用油圧ユニット	タンク油量 300ℓ			
	1,250W×950D×1,650H			1 式

#### ⑧給排水設備

プラント給水ポンプ	並列交互運転	重量 210 kg		1 式
-----------	--------	-----------	--	-----

#### ⑨雑設備

空気圧縮機	重量 215 kg			1 台
-------	-----------	--	--	-----

消臭剤噴霧装置 プランジャーポンプ 薬剤タンク容量 200ℓ 1 式

⑩その他設備

計装設備 1 式

配管設備 1 式

2. 公害防止基準値等

1) 騒音

特定建設作業（解体撤去工事含む）に伴って発生する騒音の公害防止基準値は、敷地境界線において以下のとおりとする。

特定建設作業 規制種別	杭打機			空気圧	コンクリートプラント	バックホ	トラクター	ブルド
	杭抜機	鋸打機	削岩機	縮機	アスファルトプラント	ウ	ショベル	ーザ
基準値	85dB (A) 以下							
作業時間帯	午後 7 時～午前 7 時に行われないこと							
1 日当り作業時間	10 時間を超えないこと							
作業期間	連続して 6 日を超えないこと							
作業日	日曜日その他の休日ではないこと							

(騒音規制法)

2) 振動

特定建設作業（解体撤去工事含む）に伴って発生する振動の公害防止基準値は、敷地境界線において以下のとおりとする。

特定建設作業 規制種別	杭打機	鋼球を使用して建築物その他の	舗装版	ブレイカー
	杭抜機	工作物を破壊する作業	破碎機	(手動式を除く)
基準値	75dB (A) 以下			
作業時間帯	午後 7 時～午前 7 時に行われないこと			
1 日当り作業時間	10 時間を超えないこと			
作業期間	連続して 6 日を超えないこと			
作業日	日曜日その他の休日ではないこと			

(振動規制法)

3) ダイオキシン類

解体撤去工事におけるダイオキシン類の環境基準値は、以下のとおりである。

大気ダイオキシン類環境基準値 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup> (敷地境界線上にて)

水ダイオキシン類環境基準値 1 pg-TEQ/L

土壌ダイオキシン類環境基準値 1000 pg-TEQ/g

4) 石綿（敷地境界線上にて）

解体撤去工事における大気中の石綿濃度の基準値は、以下のとおりである。

大気中の石綿の濃度等 10 f/L（大気汚染防止法）

### 第3節 一般事項

#### 諸法令等の遵守

受注者が、工事の施工に当たり遵守すべき法令及び告示等は以下に示すとおりである。工事に関する諸法令、条例等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の運用・適用は、受注者の責任で行うこと。なお、施工に当たっては次の法令、通達等は最新版を遵守すること。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（法律第137号 昭和45年12月25日 改正省令含む）

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（政令第300号 昭和46年9月23日）

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（厚生省令第35号 昭和46年9月23日）

(4) 労働安全衛生法（法律第57号 昭和47年6月8日）

(5) 労働安全衛生法施行令（政令第318号 昭和47年8月19日）

(6) 労働安全衛生規則（労働省令第32号 昭和47年9月30日）

(7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

（法律第104号 平成12年5月31日）

(8) ダイオキシン類対策特別措置法（法律第105号平成11年7月16日）

(9) ダイオキシン類対策特別措置法施行令（政令第433号 平成11年12月27日）

(10) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（総理府令第67号 平成11年12月27日）

(11) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

（基安発第0110号 平成26年1月10日）

(12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（法律第65号 平成13年6月22日）

(13) 石綿障害予防規則（厚生労働省令第21号 令和3年4月1日改正）

(14) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成23年3月）

(15) 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルについて

（環廃対発第060609003号 平成18年6月12日）

(16) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

（環境省・厚生労働省 令和3年3月）

(17) 非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について

- (環境産発第 050330010 号 平成 17 年 3 月 30 日)
- (18) 建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について  
(基安化発第 0821001 号 平成 18 年 8 月 21 日)
- (19) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律  
(法律第 64 号 平成 13 年 6 月 22 日)
- (20) 環境基本法 (法律第 91 号 平成 5 年 11 月 19 日)
- (21) 循環型社会形成推進基本法 (法律第 110 号 平成 12 年 6 月 2 日)
- (22) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (法律第 48 号 平成 3 年 4 月 26 日)
- (23) 大気汚染防止法 (法律第 97 号 令和 3 年 4 月 1 日改正)
- (24) 大気汚染防止法施行令 (政令第 329 号 昭和 43 年 11 月 30 日)
- (25) 大気汚染防止法施行規則 (厚生省、通商産業省令第 2 号 昭和 46 年 6 月 22 日)
- (26) 水質汚濁防止法 (法律第 138 号 昭和 45 年 12 月 25 日)
- (27) 水質汚濁防止法施行令 (政令第 188 号 昭和 46 年 6 月 17 日)
- (28) 水質汚濁防止法施行規則 (総理府、通商産業省令第 2 号 昭和 46 年 6 月 19 日)
- (29) 騒音規制法 (法律第 98 号 昭和 43 年 6 月 10 日)
- (30) 騒音規制法施行令 (政令第 324 号 昭和 43 年 11 月 27 日)
- (31) 騒音規制法施行規則  
(厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第 1 号 昭和 46 年 6 月 22 日)
- (32) 振動規制法 (法律第 64 号 昭和 51 年 6 月 10 日)
- (33) 振動規制法施行令 (政令第 280 号 昭和 51 年 10 月 22 日)
- (34) 振動規制法施行規則 (総理府令第 58 号 昭和 51 年 11 月 10 日)
- (35) 下水道法 (法律第 79 号 昭和 33 年 4 月 24 日)
- (36) 下水道法施行令 (政令第 147 号 昭和 34 年 4 月 22 日)
- (37) 下水道法施行規則 (建設省令第 37 号 昭和 42 年 12 月 19 日)
- (38) 土壌汚染対策法 (法律第 53 号 平成 14 年 5 月 29 日)
- (39) 土壌汚染対策法施行令 (政令第 336 号 平成 14 年 11 月 13 日)
- (40) 土壌汚染対策法施行規則 (環境省令第 29 号 平成 14 年 12 月 26 日)
- (41) 消防法 (法律第 186 号 昭和 23 年 7 月 24 日)
- (42) 消防法施行令 (政令第 37 号 昭和 36 年 3 月 25 日)
- (43) 消防法施行規則 (自治省令第 6 号 昭和 36 年 4 月 1 日)
- (44) 建築基準法 (法律第 201 号 昭和 25 年 5 月 24 日)
- (45) 建築基準法施行令 (政令第 338 号 昭和 25 年 11 月 16 日)
- (46) 建築基準法施行規則 (建設省令第 40 号 昭和 25 年 11 月 16 日)
- (47) 都市計画法 (法律第 100 号 昭和 43 年 6 月 15 日)
- (48) 電気事業法 (法律第 170 号 昭和 39 年 7 月 11 日)
- (49) 日本産業規格 (J I S)
- (50) 建築物解体工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

- (51) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（公益法人日本保安用品協会）
- (52) ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017年版）
- (53) 鹿児島県環境基本条例
- (54) 枕崎市民の環境を守る条例（昭和54年3月31日条例第14号）

#### 第4節 施工管理及び検査

##### 1. 現場代理人

受注者は、本工事に関する現場代理人を定め、その氏名・経歴等を書面により発注者に届け出ること。

現場代理人は、受注者の代理として現場に常駐し、現場の運営を取り締まり、発注者の承諾を得た施工計画書、設計図書及び工事工程表・施工体制台帳・工事日誌・工事写真・安全衛生関係記録簿等を備えて毎日記載するとともに、発注者の求めに応じ速やかに提出しなければならない。

##### 2. 主任技術者及び監理技術者

受注者は、本工事に関する建設業法の規定に適合する主任技術者及び監理技術者を選任し、その氏名・経歴等を書面により発注者に届け出し、工事中は現場に常駐すること。

主任技術者及び監理技術者は、ばく露防止対策要綱、石綿障害予防規則、土壌汚染対策法に精通した者とする。指揮連絡・現場管理及び安全管理等、責任をもって職務を遂行すること。

##### 3. 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

##### 4. 特別教育の実施

解体作業を行う事業者は、解体作業に従事する労務者に対して、労働安全衛生規則第592条の7及び安全衛生特別教育規程に定めるところにより特別教育を行うこと。

- 1) ダイオキシン類と石綿含有についての教育を実施すること。
- 2) 学科科目と時間は安全衛生特別教育規程によること。
- 3) 労働安全衛生法に基づいた健康診断の実施すること。

##### 5. 安全衛生管理体制の確立

受注者は、労働安全衛生法に従い統括安全衛生責任者を選任すること。また、労働安全衛生規則に従い作業指揮者を選任し、その者に作業を指揮させるとともに、規定に適合した作業内容等を点検させること。

## 6. 施工計画書・工事工程表

受注者は、工事着工に先立ち施工計画書及び工事工程表を作成し、発注者の承諾を得ること。

## 7. 労務災害の防止

工事中の危険防止対策及びダイオキシン類ばく露防止対策、石綿障害予防対策を十分に行い、労務者への安全教育を徹底して、労務災害が発生しないように努めること。

## 8. 事故処理

工事による事故が発生した場合、受注者は緊急連絡体制表に基づき対処するとともに速やかにその日時・場所・原因・状況・被害者氏名・応急措置・その後の対応等について発注者に報告しなければならない。

その事故が受注者の責任に帰する場合は、その補償等全て受注者の負担とする。

## 9. 現場管理

1) 受注者は、労働基準法・労働安全衛生規則等の関係法令に基づき現場を管理し、また、工事現場への一般人及び労務者の出入監視、風紀衛生の取締り並びに火災、盗難、その他の事故防止について責任をもって管理すること。

### 2) 共通仮設

#### (1) 仮囲いの設置

受注者は、解体工事の現場管理を行うために、仮囲いの設置及び出入口ゲートの設置を行うこと。

① 解体工事現場周辺に設ける仮囲いは、成型鋼板製とし、高さは3mとする。

② 管理棟及び計量機は、解体工事中も稼働を継続していることから、仮囲いの設置には利用者の安全面において十分留意すること。

#### (2) 工事用電力・電話・用水等

本工事に必要な工事用電力、電話、用水及び排水等は、全て受注者の負担で整備し、使用料金も全て受注者の負担とする。

#### (3) その他

現場事務所、作業労務者用駐車場、資材置場等は、原則敷地内に発注者の承諾を得た上で配置すること。なお、現場事務所には監督員及び工事監理者が書類を確認するためのスペースを確保すること。

## 10. 技術管理

受注者は、工種毎に工事進捗上十分な員数の労務者を計画的に配置し秩序正しい作業をさせ、また、熟練を要する工種の施工については、相当の経験を有する者に作業をさせること。

なお、労務者等が発注者の指示に従わない場合又は工事作業が不相当と認めた場合は、交替若しくは退去を命ずる場合がある。この場合、受注者は直ちに適切な措置を講じること。

#### 11. 工程管理

受注者は、工事着工前に全体工程表、工事施工中には週間、月間工程表を提出して発注者の承諾を受けるとともに、工程の完全な遂行を図らなければならない。また、実施工程に変更が生じた場合には、変更実施工程表を発注者に提出して承諾を得ること。

#### 12. 環境の管理

受注者は、風向風速計、気温湿度計、騒音計、振動計などを現場事務所に備え測定し、基準値に対する自主管理基準値を設定して、日常の環境の管理に十分留意して自主管理基準値を超えることなく工事を行うこと。

なお、測定結果については常時整理記録し月毎に発注者に報告するとともに、発注者の求めに応じ速やかに提出又は閲覧に供さなければならない。

#### 13. 工事記録写真

工事着工前、施工中（施工状況・工事進捗用・出来高用）、工事完了（竣工）写真を撮影記録して、発注者に提出すること。

工事着工前は、全景、代表部分及び現場周辺の現況を撮影すること。

工事工程写真は、各工程の施工状況・工事進捗用・出来高用を撮影記録し、工事完了後に確認が困難となる箇所については、施工が適切であることが証明できる写真を撮影すること。

工事完了は、全景、代表部分及び現場周辺の現況を撮影すること。

#### 14. 工事期間中の交通安全等

受注者は敷地内にタイヤ洗浄設備を設け、工事関係車両に付着した泥を洗浄し、道路の汚損防止に努めること。また、発注者と協議して決めたルートを通行して交通安全に努め、必要に応じ、公道の分岐点、及び敷地入口部に誘導員を配置して交通整理に当たること。

#### 15. 工事報告

現場代理人は、発注者と打合せ・協議を行った場合、必ず打合せ議事録を作成し、発注者に提出すること。また、月毎の定例工程会議において工事進捗状況、月間の工事進捗状況及び出来高資料を簡潔に工事進捗報告書としてまとめ、工事写真とともに発注者に提出すること。

なお、定例会議は毎月 1 回を基本として、発注者と協議のうえ開催日等を決定すること。日々の工事の進捗及び施工予定については、休日を除いた毎日、工事日報に記録し、月間の工事進捗報告と共に発注者へ提出すること。

#### 16. 施工の検査

各工事において、予め発注者が承諾した工程に達したときは、自主検査を踏まえて必ず検査を受け、次の工程に進むこと。また、監督員及び工事監理者が立会検査に必要なマスク等の保護具、保護衣、安全帯等を用意すること。

施工後に検査が不可能又は困難な工事は、その施工に当たり発注者の立会検査を受けること。

#### 17. 竣工検査

竣工検査の届出は次の (1) から (3) に示す要件を全て満たして提出すること。

- (1) 発注仕様書に示す全ての工事が完了していること。
- (2) 発注者から指示を受けた事項が全て完了していること。
- (3) 発注仕様書に定められた工事関係図書及び記録の整備が全て完了していること。

竣工検査に先立ち、現場確認及び工事写真、施工に関する記録、廃棄物処理記録等について発注者による事前確認を実施する。

竣工検査の際、発注者検査員が必要と判断する時は、その理由を受注者に通知して工事目的物を最小限度破壊（重機による掘削等）して検査することが出来る。この場合において検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

発注者検査員が手直しを指示した事項は直ちに措置し、再度、手直し検査を受けること。

#### 18. 年度終了検査

受注者は、年度終了の前までにその年度の出来形について、発注者から年度終了検査を受けなければならない。また、年度終了検査の受検に際しては、事前に数量及び金額に関する出来高調書及びその出来高が判る資料を作成し、受検すること。出来高調書は、本工事が循環型社会形成推進交付金の対象事業であることから、交付対象の内外について発注者と協議すること。



## 第5節 保証期間

解体工事に関する保証期間は、正式引渡しの日より2年間とする。ただし、受注者の故意又は重大な過失による場合については10年とする。

保証期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等（地盤沈下等も含む）は受注者の負担にて速やかに補修、改造又は取替を行わなければならない。

ただし、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

## 第6節 提出図書

### 1. 受注後に提出する図書

受注者は、契約後速やかに解体工事計画書、工事工程表等を作成し発注者の承諾を受けること。

#### 1) 解体工事計画書

##### (1) 工事概要

- ① 工事名称
- ② 工事場所
- ③ 工事期間
- ④ 発注者
- ⑤ 受注者
- ⑥ 工事内容
- ⑦ 周辺地区
- ⑧ 施工範囲

##### (2) 工事工程表

##### (3) 施工監理体制

- ① 施工監理組織図
- ② 施工体制台帳・施工体系図
- ③ 緊急連絡体制
- ④ 工事車両、搬入・搬出車両、通勤車両の動線及び駐車スペース
- ⑤ 現場事務所、会議室、作業員休憩室、食堂、更衣室、便所等の計画

##### (4) 調査結果における管理区域と保護具選定（ダイオキシン類及び石綿）

- ① 事前環境測定及び分析の結果
- ② 測定結果による管理区域の決定と保護具の選定
- ③ 解体作業前、中、後の環境測定計画
- ④ 測定、分析機関資料

##### (5) ダイオキシン類及び石綿含有製品の汚染除去及び解体工事計画

(必要に応じ、全体工事、除染物、構造物に分けて計画する)

- ① 工事フロー図
  - ② 準備作業、仮設計画 (高所作業含む)
  - ③ 養生作業
  - ④ セキュリティエリアの設置
  - ⑤ 負圧の確保、集じん機の能力
  - ⑥ 養生検査
  - ⑦ 除去作業
  - ⑧ 除去後の確認
  - ⑨ 解体作業・養生撤去に伴う保護具、各種フィルターの処分
  - ⑩ 清掃
  - ⑪ 片付け及び機材等の搬出
- (6) 作業区分分離養生計画
- ① 作業区分分離養生イメージ図
  - ② セキュリティエリアイメージ図
- (7) 安全衛生管理計画 (ダイオキシン類及び石綿)
- ① 安全衛生基本方針 (施工計画書の周知徹底)
  - ② 作業指揮者の要件
  - ③ 作業者の要件 (特別教育の実施)
  - ④ 関係者以外立入禁止及び作業内容の表示
  - ⑤ 安全に関する事項
  - ⑥ 緊急時の対応策
  - ⑦ 衛生に関する事項
- (8) 解体に伴う発生物の処理体制
- ① 処分計画フロー図
  - ② 廃棄物の処理計画
  - ③ 個別設備解体計画
  - ④ 解体廃棄物の保管計画
  - ⑤ 再生資源利用計画
- (9) 専門業者リスト及び法的資格リスト (労務者名簿及び資格証等)
- (10) 事前環境測定のだいオキシン・石綿等分析結果報告 (写し)
- (11) 除染水の処理計画 (各槽内の除染を含む)
- ① 除染水の処理フロー
  - ② 水処理機器及び仮設機材の配置図等

- ③ 水処理計算書
- ④ 処理水の排出方法（基準値の確認）
- ⑤ 発生汚泥の排出方法（基準値の確認）
- (12) 環境の管理計画
  - ① 環境管理の項目及び方法（測定器具含む）、頻度
  - ② 測定方法（分析機関許可登録書）
- (13) その他指示するもの

## 2) 実施設計図書

- (1) 実施設計仕様書
- (2) 実施設計図
  - ① 解体撤去工事図
  - ② 現況測量図
  - ③ 跡地整備工事図
- (3) 数量積算書
- (4) 工事種別明細書
- (5) 積算根拠資料
- 3) 承諾図書（必要に応じて）
- 4) 週間及び月間工程表
- 5) 工事進捗状況報告書
- 6) 打合議事録・協議書
- 7) 工事日報、月報
- 8) 工事写真（デジタルカメラデータ）
- 9) 関係諸官庁申請図書等

受注者は、法令に定められた日及び発注者の指示する期日までに下記の届や図書作成に必要な資料を提出し、発注者の承諾を得て届出手続きを行うこと。また、工事範囲において発注者が関係諸官庁へ許可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経費を（印紙代を含む。）負担すること。

- (1) 建設工事計画届（工事開始の日の14日前）
- (2) 廃棄物処理施設解体工事計画書（工事開始の日の14日前）
- (3) 特定粉じん排出等作業の実施の届出（必要な場合）
- (4) 汚染物質・ダイオキシン類・石綿等分析結果報告書
- (5) 関係諸官庁申請書資料
- 10) その他発注者が指示する資料

## 2. 工事完了に際して提出する図書

- 1) 竣工検査願及び自主検査報告書
- 2) 工事写真及び竣工写真（デジタルカメラデータ含む）
- 3) 建設廃棄物処理委託契約書（コピー）及びマニフェスト（A、B2、D、E票のコピー）
- 4) 再資源化等完了報告書
- 5) 出来高調書（工事種別明細書）：循環型社会形成推進交付金の対象事業であることから、交付対象の内外について明確にすること
- 6) 出来高調書補足資料

### (1) 工事中の検査記録

- ① 工事施工状況の検査記録
- ② 仮設工事施工状況の検査記録
- ③ 汚染物除去工事施工状況の検査記録
- ④ 解体工事施工状況の検査記録
- ⑤ 発生廃棄物の処理・処分状況の検査記録
- ⑥ 運搬業者の許可書のチェック記録
- ⑦ 受入処分先の登録チェック記録
- ⑧ 仕上がり検査記録
- ⑨ 整地片付けの確認記録
- ⑩ 汚染物の測定報告書
- ⑪ 排水の測定分析書
- ⑫ 搬出量調書（設計数量との比較含む）
- ⑬ 竣工図（土地の形質変更部分の実測図等）

### (2) 安全衛生関係記録

- ① 始業前点検表
- ② 新規入場者教育記録
- ③ ダイオキシン類及び石綿に係る特別教育記録
- ④ 保護具等の点検チェック記録
- ⑤ 粉塵作業等分析記録
- ⑥ 安全衛生点検実施記録
- ⑦ 安全パトロール実施状況の確認記録
- ⑧ 環境の管理に基づく測定分析報告書及び記録

## 7) その他発注者が指示する図書

※提出図書の取りまとめ様式、部数、提出日については発注者の指示による。

## 第7節 正式引渡

工事竣工後、撤去跡地を正式引渡しする。

工事竣工とは、「第4節17 竣工検査」及び「第6節2. 工事完了に際して提出する図書」に記載された書類の全てを提出し、発注者の完成検査を受検し、合格した時点とする。

## 第2章 解体撤去工事特記仕様書

### 第1節 一般共通事項

#### 1. 目的

この仕様書は、廃棄物処理施設として使用していた施設等の解体の工事について必要な事項を示し、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）及び重金属等有害物質を含むばいじん等の飛散並びにばいじん等を含む汚水の流出によって生じる周辺環境への汚染の未然防止を図るとともに、工事によって発生する廃棄物の適正処理を目的とする。

#### 2. 仕様書の位置付け等

廃棄物処理施設として使用していた施設等の解体の工事を行う者は、解体工事を行うに当たって、当該工事を行う地域の状況等を考慮して、自ら必要と考えられる安全対策を講ずる等自主的な対応に努めること。

#### 3. 定義

- 1) この仕様書において「解体工事」とは、本施設に係る次に掲げる工事をいう。
  - (1) 本施設の全体（杭基礎がある場合はこれも含む）を撤去するための解体の工事
  - (2) 本施設の一部の除却及び当該除却部分の解体の工事
- 2) この仕様書において「ばいじん等」とは、本施設において廃棄物を処理した結果生じた燃え殻をいう。
- 3) この仕様書において「管理区域」とは、廃棄物焼却施設解体作業マニュアルにおける解体作業管理区域及び保護具選定に係る管理区域をいう。

#### 4. 適用範囲

この仕様書は、本施設において行われる解体工事について適用する。

### 第2節 解体工事

#### 1. 計画書等の提出

- 1) 受注者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書に掲げる書類等を添えて、解体工事を行う本施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。
  - (1) 解体工事を行う本施設の周囲の状況、施設の配置（地下部分の設備を含む。また、本施設の基礎部分がコンクリート等で覆われている場合はその範囲を表示し、本施設の全体又は一部が建屋内にある場合は、建屋の位置を合わせて表示する。）、車両等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面

- (2) 解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出（地下への浸透を含む。）防止のための措置（排気及び排水の処理の方法を含む。）の概要を記載した書類
  - (3) 解体工事により発生する廃棄物（本施設から除去した汚染物並びに排気処理及び排水処理により発生する廃棄物を含む。）の種類ごとの発生見込量、保管方法（保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。）収集運搬方法及び処分方法を記載した書類
  - (4) 土壌、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法、時期及び試料採取の場所を記載した書類
  - (5) 解体工事を行う本施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果
  - (6) 解体工事の工程表
  - (7) 解体工事に係る住民に対する情報提供の方法を示した書類
- 2) 受注者は、解体工事の計画に主要な変更が生じたときは、速やかに解体工事変更届出書に当該変更事項を記載した書類を添え本施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。
- 3) 受注者は、解体工事が終了したときは、解体工事終了報告書に次に掲げる書類を添えて、本施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。
- (1) 周辺環境の状況調査の結果を記載した書類
  - (2) 解体工事により発生した廃棄物の種類毎の数量、処分方法等を記載した書類
  - (3) 対策を講じた場合は、その対策の内容を記載した書類

## 2. 共通仮設

受注者は、解体工事を行うに当たっては、解体工事を行う本施設の全体又は解体工事を行う区画の全体を仮設の壁等（枠組本足場を用いる場合は手すり先行方式とする。）により粉じん等の飛散防止対策を実施すること。

また、ダイオキシン類等の除染工事を行うに当たっては、付着物除去対象設備が室内にある場合は、外壁に室内へ貫通する損傷が無いことを確認し、当該建屋の開口部（外気とつながっている換気口を含む）を目貼りにより塞ぐ等の措置を行うこと。

## 3. 各ばく露対策

受注者は、解体工事を行うに当たっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気、汚水等による環境汚染を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

### 1) ばいじん等の飛散防止

- (1) 解体工事の作業を行うに当たっては、当該作業を行う場所の内部の空気を、排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引するとともに、外部に対し減圧(負圧)して行うこと。

- (2) 解体工事の作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。
- (3) 解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。

## 2) 排気の処理

- (1) 解体工事の作業を行う場所から出る排気の処理の管理目標は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号別表）」に掲げる大気の基準値とする。
- (2) 解体工事の作業を行う場所から出る排気処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないように維持管理を行うこと。

## 3) 汚水の流出防止等

- (1) 汚染物の飛散防止のための湿潤化及び汚染物を除去するための高圧洗浄等、水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するための措置を講ずること。
- (2) 前(1)の作業を行う場所に溜まった汚水は、吸収材を用いての回収、排水処理設備への移替え等により速やかに排除すること。
- (3) 本施設の基礎部分及び周囲がコンクリート等の不浸透性材料で覆われていない場合の汚染物の除去に当たっては、当該施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するとともに、本施設の内部に溜まった汚水が施設の外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で速やかに回収する等の措置を講ずること。

## 4) 汚水の処理

解体工事により発生した汚水の処理は、貯留して産業廃棄物としての搬出、適正処分、又は排水処理設備による処理後再利用すること。

- (1) 解体工事により発生した汚水を貯留して産業廃棄物として搬出する場合は、有害物質を含有する廃棄物の中間処理をすることができる処理業者に委託すること。
- (2) 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して再利用する場合は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）別表第 2 に定める排出基準及びカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀及びアルキル水銀並びにセレンの排水規制基準を満足すること。
- (3) 前(2)の排水処理設備は、排水処理能力が十分発揮できるよう維持管理を適切に行うとともに、排水をサンプリングして分析を行い、排水規制基準を満足していることを確認して再利用すること。



- (4) 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理した場合で、水質が基準値以下であっても、周辺雨水側溝や河川等への放流を行わず、産業廃棄物として搬出、適正処分すること。
- (5) 工事中の雨水排水は、濁水処理を行うこと。なお、建物解体時のほか、水替え時も同様に行うこと。

#### 5) 除染後の確認

- (1) 付着物除去結果の確認は、レンガ、不定形耐火物、構造物材料の表面の露出を確認することにより行うとともに当該場所の付着物除去前、付着物除去後の写真を記録すること。さらに、統括安全衛生責任者等により付着物除去が十分行われたことを確認するとともに、除染後のサンプリング調査を行い、結果を所管する労働基準監督署に提出の上、発注者の承認を得ること。
- (2) 除染後の廃棄物を敷地外処分する場合、処分先の受入基準を満足する分析を行い、適正に処分すること。
- (3) 多孔質材料（レンガ、ライニング材等）の汚染除去には限界があることから上記の確認結果により汚染除去が困難であると判断された場合は、対象物全体をダイオキシン類で汚染された廃棄物として取り扱うこと。
- (4) 付着物除去後の設備機器解体時に、管理区域を第 1 管理区域に見直す場合は、作業場の作業環境測定及び付着物のダイオキシン類濃度の測定値の両方をもって判定すること。

#### 4. 解体工事計画・施工方法

##### 1) ダイオキシン類ばく露防止対策

ダイオキシン類ばく露防止のために下記の防止策を行うこと。

- (1) 汚染物の除去における粉じん等の飛散防止の実施
- (2) 区画密閉養生の実施
- (3) 汚染物仮置きヤードの設置
- (4) 作業員休憩室等の設置
- (5) セキュリティールームの設置
- (6) 集じん設備の設置
- (7) 排水処理設備の設置
- (8) 濁水処理設備の設置
- (9) 管理区域の設定

##### 2) ダイオキシン類汚染付着物除去作業

ばいじん等ダイオキシン類で汚染された機械設備等の除染後に実施する解体工事は第 1 管理区域で施工が可能になるよう、十分に汚染物の除去を行うこと。

- (1) 汚染物除去作業は、主に高圧洗浄工法で行うこと。
- (2) 水槽、ピット等の内部において作業を行う場合は、事前に作業場所の酸素濃度等を測定するなど十分な安全対策後、複数の作業員で作業を行うこと。

### 3) 石綿のばく露防止対策

#### (1) 呼吸用保護具

- ① 石綿含有材の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクとすること。なお、施工区域外での作業では、これ以外に取替え式防じんマスクとすることができる。〔防じんマスクの規格(昭和 63 年労働省告示第 19 号)による。〕
- ② 石綿等の除去等の作業では、保護衣又は作業衣を着用する。特に施工区画内での作業では、フード付きの保護衣を着用すること。

#### (2) 石綿除去工事

##### ① 石綿含有建築用仕上塗材の除去

除去面を湿潤化した上で、高圧洗浄又は剥離剤、集じん機能を有する電気グラインダー等により除去に伴う飛散がない方法とする。除去後は飛散防止剤を散布すること。

##### ② 石綿含有成形板等の除去

石綿含有成形板等は、種類・形状も多様で硬い材料がほとんどであり、通常そのままの状態では石綿粉じんが飛散しない。しかし、切断や破砕により石綿等の粉じんが発散することから、原則として切断や破砕等を行わないように、手作業(手バラシ)で解体すること。

##### ③ 石綿除去の確認

石綿除去の確認は、石綿含有建材調査者等により行い、発注者に報告すること。

### 5. 環境測定・分析 (P27「環境調査項目等の一覧表」参照)

受注者は、解体工事を行う本施設の周辺環境の状況を把握するため、次に掲げる調査を実施すること。この場合において、調査の対象物質は、ダイオキシン類、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、1,4 ジオキサン、水銀及びアルキル水銀並びにセレン(大気環境調査にあつては、ダイオキシン類、石綿)とする。なお、分析結果は発注者に報告すること。

#### 1) 解体工事の着手前の調査

##### (1) 周辺環境(土壌:標準土)

周辺土壌への影響を把握するため、敷地境界近辺 4 地点に標準土を設置し、ダイオキシン類等の分析を行うこと。

##### (2) 周辺環境(大気)

大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

(3) 安全対策（付着物、堆積物）

発注者が行ったダイオキシン類の事前調査は、6ヶ月以上経過しているため、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、受注者の責任で再度分析測定を行うこと。

(4) 安全対策（作業環境）

工事着手前において、作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿等の濃度測定を行うこと。

2) 除染作業中の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に、大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

(3) 安全対策（作業環境）

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿等の濃度測定を行うこと。測定は、管理区域ごとに行い、粉じん中の石綿濃度については、連続作業日数が6日を越えるごとに1回追加すること。

3) 除染作業後の調査

(1) 安全対策（付着物、堆積物）

解体工事の着手前に受注者が行った事前調査（ダイオキシン類）の測定結果が3ng-TEQ/gを越えた箇所については、必ず安全確認として測定分析を行うこと。

(2) 安全対策（作業環境）

除染後の作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿等の濃度測定を行うこと。測定は、管理区域（作業区画）ごとに行うこと。

4) 設備機器解体作業中の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

解体作業中の大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

5) 解体作業完了後の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

解体工事完了後の大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

6) 工事確認

(1) 周辺環境（集じん装置排気出口）

管理区域設定から管理区域解除までの期間、負圧集じん装置の排気出口において、ダイオキシン類、粉じん、石綿等の濃度測定を行うこと。併せて、管理区域内の負圧状況の測定を実施すること。

(2) 周辺環境（騒音、振動）

解体工事期間中において、騒音、振動の連続測定を実施し常時監視すること。

また、騒音及び振動が最も発生すると考えられる時期に、敷地境界線上4地点で測定を行うこと。

(3) 解体廃棄物、除染汚泥

処分先の受入基準に従い、必要な項目の分析を行い、適正に処分すること。

7) 周辺環境調査により基準値を超えた場合の措置

直ちに発注者へ報告し、工事を中止、原因究明、再発防止対策等、必要な措置を講じること。

環境調査項目等の一覧表

測定の目的	対象物	測定項目	測定場所等	地点数	測定時期	測定回数	測定頻度・内容	備考
周辺環境 (敷地内)	大気	ダイオキシン類濃度	敷地境界線上	4地点	工事前	1回	24h/日/回	
					工事中	2回	24h/日/回	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
					工事完了後	1回	24h/日/回	
	標準土	ダイオキシン類濃度・重金属①	敷地境界近辺	4地点	工事前	1回	標準土の取扱は仕様書による	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
					工事中	2回		
					工事完了後	1回		
	大気	石綿の濃度	敷地境界線上	4地点	工事前	1回	1日/回	
					工事中	2回	1日/回	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
					工事完了後	1回	1日/回	
	騒音・振動	騒音・振動	敷地境界線上	4地点	工事前	1回		
			敷地内	1地点	工事中	常時	作業時間中	最大想定月 常備騒音計・振動計
	環境	気象一般 風向・風速	敷地内	1地点	工事中	1回/日	工事日	工事期間中
常時								
安全対策	ダイオキシン類付着物機器	ダイオキシン類濃度・重金属②	必要分析箇所	必要箇所	工事前	1回	受注者の必要項目	ダイオキシン類ばく露防止対策による
					除染後	1回以上	受注者の除染確認方法による項目	
	作業環境	ダイオキシン類濃度・粉じん濃度	作業現場	管理区域毎	工事前	1回	受注者の必要項目	ダイオキシン類ばく露防止対策による管理区域毎
					工事中	1回	測定項目×管理区域毎	
	作業環境	石綿濃度	作業現場	管理区域毎	工事前	1回	管理区域毎	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルによる管理区域毎
					工事中	1回以上	管理区域毎	
				除染後	1回	管理区域毎の内・外		
工事確認	排気	ダイオキシン類濃度・石綿濃度	集じん装置排気出口	排気口毎	工事中	2回	測定項目×排気口数	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
	滞水・除染処理排水	処理・処分に必要な項目	滞水・処理水タンク	タンク毎	工事中	1回以上	受注者の必要項目×タンク毎	
	解体廃棄物	処理・処分に必要な項目	解体廃棄物	必要品目毎	処分前	1回以上	受注者の必要項目×必要回数	必要品目毎
	除染汚泥	処理・処分に必要な項目	汚泥タンク	タンク毎	処分前	1回以上	受注者の必要項目×タンク毎	
	埋戻土	ダイオキシン類、第一種、第二種、三種特定有害物質	埋戻し用客土	受注者の必要地点	埋戻し前		900㎡につき1検体	土壌汚染対策法による

「重金属類①」の調査の対象物質は、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレン、シアン、フッ素、ホウ素（土壌汚染対策法第二種特定有害物質：溶出・含有）とする。

「重金属類②」の調査の対象物質は、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレン、1,4 ジオキサン（溶出）とする。

## 6. 廃棄物等の処理・処分

1) 受注者は、当該解体工事によって発生する廃棄物の排出者としての責任に基づき、飛散及び流出を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

### (1) 廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃え殻、がれき類、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に、廃棄物の種類等に従って適切に保管すること。

### (2) 保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。

### (3) 地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

### (4) 廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分については、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続きを確実にし、廃棄物の適正処理を実施すること。

2) 本施設から発生した廃棄物

特別管理廃棄物（ばいじん、燃え殻及び汚泥以外の廃棄物については、有害物質を含む廃棄物）として取り扱うこと。ただし、特別管理廃棄物等に該当しないことを確認した場合はこの限りではない。

3) 施設内の残置物等

### (1) 焼却設備内に残置されているばいじん等

施設廃止時に発注者が行った清掃作業で除去することができなかったものであることから、解体工事によって発生する廃棄物とし、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物となるものを含む）として取り扱うこと。

### (2) ごみ焼却処理施設内の予備品

耐火レンガ等の予備品については本工事内で適切に処分すること。数量等の確認は現地調査を実施し、把握すること。

### (3) ごみ焼却処理施設ピット内廃棄物

ピット底に残置している廃棄物については、クレーンで完全に撤去できなかった量が残置されている。これらについて本工事内で適切に処分すること。

4) フロンガスの処理

空調用室外機の一部については、フロン類が使用されている恐れがあり、機器の処分前に、フロン類破壊業者許可者及びフロン類回収業者により抜き取りを実施して漏洩を防止し適正な処分を行うこと。

#### 5) 変圧器等のPCBの調査・処理

施設内の変圧器及びコンデンサ等のPCB含有は、発注者が行った調査で確認されていない。製造年はいずれも1995年製でこれらの機器はPCB使用機器ではないため、適正に処分すること。

#### 6) 水銀汚染物等

水銀汚染物、水銀使用製品廃棄物については水銀廃棄物ガイドライン第3版（環境省令和3年3月）を遵守した対策を講じること。

#### 7) 石綿

受注者は、石綿類を含有する恐れのある建材等（機器接続繊維品等、および建築内装材料）について、事前調査を実施し、結果を発注者へ説明する。特定建築材料(レベル1、2、3)の除去に当たっては、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル」、「建築物解体工事共通仕様書」及び関係諸法規・諸規則を遵守して、必要な届出等を行った上除去する。また、撤去工事により発生した石綿廃棄物については、関連法令等を遵守して適切に処理すること。

工事中における石綿の飛散について、大気中及び作業環境中の石綿濃度を測定すること。

#### 8) 除染に用いる水の品質

除染に用いる水は、上水を使用する以外は、以下の項目の分析結果が基準値以下であったものを使用すること。（PH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、ひ素、六価クロム、有機リン、シアン、PCB、ダイオキシン類）

#### 9) 廃棄物および解体材の保管及び処理

除去したばいじん等汚染物、石綿含有建材は、他の解体廃棄物とは別にして集積すること。

除去したばいじん等汚染物を一次保管する場合は、密封容器等に封入して保管する。汚染物の一時保管、処理等に使用する場所は、鉄板等を敷き、シート等で囲む等の養生を施し、こぼれた汚染物が土壌にしみこんだり、他の場所へ飛散したりしないようにすること。

解体廃棄物については、汚染されていない物と汚染除去された物とは、区別して処理処分を行う。汚染除去が不完全なものについては、さらに汚染除去を行うか又は汚染物と同等の処理処分を行うこと。

#### 10) 濁水処理

雨水、湧水等を敷地外へ放流する際、泥水等の濁水をそのまま放流せず濁水対策を行うこと。

#### 11) 機械設備解体

機械設備は、機械本体設備、配管設備、電気設備、その他機械架構および点検歩廊等をいい、これらの解体撤去工事は、汚染濃度測定に基づき管理区域を設定し、その内部で行うこと。

(1) 工事方法 主に手作業、油圧式圧砕。せん断の併用により行うこと。

(2) 機械油等の回収ポンプ、プロワー等の構造が複雑な機器類は、機械油等の回収が行われていることを十分確認した上で解体すること。

#### 12) 有価物の処分

鉄骨、鉄筋等の鋼材は有価物として処分を行い、工事価格から控除すること。

#### 13) 解体廃材

解体によって生じる廃棄物及び建設副産物は、すべて受注者の責任において廃棄する物毎に処分量、処分先等を明確にした上で、場外にて産業廃棄物又は、建設副産物分として処分すること。

下記に示す廃棄物及び建設副産物が該当する。

建設発生土、有価物(鉄骨鉄筋くず等)、生ごみ、がれき類(コンクリート破片、アスファルト破片等)、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず(有価物以外)、ゴムくず、建設汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、廃油類(重油、機械油等)、廃石膏ボード、廃プラスチック類、金属くず(有機性のものが付着、混入したもの等)、廃石綿等、廃酸、廃アルカリ、引火性廃油(引火点 70°C以下)、汚染除去不可能物、耐火レンガ。不定形耐火物等、燃え殻(焼却灰)、ばいじん(飛灰)又はばいじんと燃え殻の混合灰、ダイオキシン類濃度が 3ng-TEQ/g を超える汚染物、判定基準を超える重金属類、汚染水又は残留汚水、蛍光灯・水銀灯。乾電池等の重金属類、汚染物(防護服等の廃プラスチック類、繊維等)、混合廃棄物(安定型)、混合廃棄物(管理型)

#### 14) 管理区域の解除

統括安全衛生責任者等により付着物除去対象機械設備が完全に撤去されたことを確認して管理区域を解除すること。

#### 15) 作業中の粉塵防止

管理区域解放後の建屋解体作業は、散水による湿潤化、防塵シート等の囲いにより粉塵防止の措置を講じる。なお散水は、上水を用いること。

### 7. 周辺安全対策

受注者は、解体工事現場へ出入りする工事車両と、稼働を継続しているリサイクル施設、計量機、管理棟の利用者(以下「施設利用者」という。)の動線が交差する箇所には必要に応じて複数名のガードマンを配置し、交通整理を行うこと。なお施設利用者の動線を優先すること。



## 8. 解体後の跡地整備

### 1) 解体後跡地の敷地内整備工事

施設解体及び外構解体後は、周囲の現況地盤面まで埋め戻した後、碎石（RC40 厚 100）転圧仕上げとする。敷地は北に向かって下がっているため、敷地境界線の地盤面高さには、法面ですりつけるよう計画すること。法面勾配は埋戻土の土質等を考慮しかつ法面上平たん部の有効面積ができる限り広くなるよう計画すること。

平たん部の勾配は西側に向かって設けること。

施設解体後の造成計画図を作成し、発注者と協議の上施工すること。

### 2) 法面の仕上げ

法面の仕上げは、法面の保護及び雨水が短時間で流出することを抑制するため、法面植生材等で仕上げる。また法面上端には土による堤等を設け、平たん部分の雨水が法面に流れ込まないように施工すること。

## 9. 受注者の責務

- 1) 受注者は、前項に定める周辺環境の状況調査を実施した結果、ダイオキシン類等の飛散又は流出が確認された場合は、速やかに発注者に連絡し、原因究明のための調査、飛散等の拡大防止のための措置等必要な対策を講ずること。
- 2) 受注者等は、解体工事の期間中に、当該解体工事による周辺環境への影響が生ずるおそれがあると認められたとき又は支障が生じたときは、速やかに必要な対策を講ずること。
- 3) 受注者等は、前 1) 及び 2) により対策を実施した場合は、その内容を記録し、保管すること。

## 第3節 情報提供内容

### 1. 情報提供

- 1) 受注者は、解体工事を行う本施設の近隣住民に対し、当該解体工事の着手前及び終了後に、次表に掲げる項目について情報の提供に努め、また、解体工事の期間中は、同表の1から6の項目について、常に見やすい場所に表示すること。

解体工事の着手前	解体工事の終了後
1. 発注者	1. 周辺環境の状況調査の結果
2. 受注者	2. ダイオキシン類等の飛散又は流出が確認された場合の原因究明のための調査、飛散等拡大防止のための講じた対策
3. 工事の期間	
4. 工事の概要	
5. 工事の工程	
6. 本施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果	

2) 工事の進捗状況については、現場での看板による公開、近隣住民への情報公開に努める。  
具体的な方法については発注者と協議する。

## 2. 地元説明会の実施

- 1) 工事着手に際し、発注者が、工事現場周辺集落を対象とした説明会を開催する際には、説明会資料の支援と、説明会へ出席し、工事の技術的な説明を行うこと。
- 2) 周辺集落住民等から、説明等を求められた場合、適宜説明会等を実施し対応すること。

## 3. その他

- 1) この仕様書に定めのない事項については、本施設の所在地を所管する労働基準監督署と受注者等と協議すること。
- 2) 工事の実施に当たっては、地域経済への貢献を十分考慮し、地元企業への発注等に努めること。